

南相馬市弔慰に関する条例等（素案）の制定概要

1 制度構築の背景

令和元年東日本台風において、深夜まで災害対応にあたった職員が不慮の事故に遭い尊い命を失ったが、職員の市への貢献に対する感謝及び遺族への追悼の意を表すための制度がこれまでなかったこと、また、本市の自治の発展に寄与し、長年にわたり顕著な功労があった者が逝去した場合の市葬等の制度がなかったことから、市葬の執行等に関し制度を整えるもの。

2 要旨

本市の自治に功労のあった者が死亡したとき、または職員が災害等の業務に当たり死亡したときに、市が執行する市葬及び弔慰金に関する条例等を制定するもの。

3 制度構築の概要

○ 対象者（条例第2条関係）

（1）市の自治に対し、功績が特に顕著であると認める者

ア 名誉市民

イ 現に市長または議長の職にある者

ウ 8年以上市長または議長の職にあった者

市表彰基準（4年以上）を上回る基準とする

[図 1] 市表彰条例施行規則抜粋

1 市政の向上発展に貢献し、その功績が顕著な者

(1)市長又は市議会の議長及び副議長として4年以上在職した者

（2）災害業務に従事する職員で当該業務が原因で死亡したもの

（3）その他市長が特に認める者

「その他市長が特に認める者」とは、（1）または（2）に準じる者のこと。

[図 2] 第3号の例示

本市の自治に貢献し、その功績が特に優れ、郷土の誇りとして市民から尊敬される者

（合併前の首長、議長など）

災害対応以外の市民の安全確保に当たり逝去した職員

市民の生命を守るため災害対応等に当たり逝去した消防団や市民など

○弔慰に関する内容（条例第2条関係）

市が主催する葬儀

弔慰金50万円以内の支給

のいずれかとする（市葬等審査委員会で審議）。

[弔慰金の額の考え方]

東日本大震災追悼式及び戦没者追悼式の事業費を参考とし、会場借上料や駐車場警備委託料を除く供花（祭壇含む）及び献花に係る費用額を基準とするもので、係る費用相当額以内を弔慰金として遺族に支給する。

なお、弔慰金の額については市葬等審査委員会に諮って決定する。

[図3] 市葬執行費用(概算)

区 分	概算費用
会 場 使 用	150,000
駐 車 場 警 備	100,000
看 板 ・ 写 真	50,000
供 花 ・ 祭 壇 一 式	200,000
献 花	250,000
計	750,000

4 対象者の決定

市葬等審査委員会の設置（条例施行規則第2条関係）

功労者の市葬及び弔慰金に関し必要な事項を審議する。

主な審議内容

対象者の要件に関する審議

市葬、弔慰金の決定に関する審議

市葬の執行内容の審議

弔慰金の額の審議

委員会の委員構成

委員会の委員は、10人以内をもって構成し、市長が委嘱又は任命する。

委員は、副市長1名、教育長、市議会議員2名、市表彰審査会委員2名、行政区長の代表1名、地域協議会の代表1名などを想定。

5 関係例規の制定概要

南相馬市弔慰に関する条例の制定

自治功労者・職員等が逝去したときに市が行う弔慰に関し必要な事項について定める。

南相馬市弔慰に関する条例施行規則の制定

弔慰に関する条例の施行に関し必要な事項について定める。

6 施行期日

公布の日から施行し、令和元年10月13日から適用する。